○農林水産省告示第千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大良三五字高平二三の一、二四の一、二六の一、二六の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町八飯六三字脇之谷一の一、五、六の一、八、九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町清水谷四五字小谷五の二、九三字田中山一の一、一の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四五字小谷五の二、九三字田中山一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市城山町城山一丁目八四の九・八四の一一（以上二筆国有林）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市城山町城山一丁目八四の九・八四の一一（以上二筆国有林）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第千百十四号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第二項の規定により、同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区としたので、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条により準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

免許番号	氏名	新水先区とした年月日	水先区の名称
第一二二一号	河野　照道	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一三五八号	森脇　佑治	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一三五九号	林野　敏晴	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一三九七号	江本　能尚	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一四八五号	川口　豊	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一五四三号	小久保利孝	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一五六八号	石田　廣義	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一五八四号	神原　宏慈	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一五八五号	井上　道彦	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一六四三号	三原　進	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一六四五号	荒木正勇喜	平成二十一年九月二十八日	伊勢三河湾水先区
第一六二七号	髙橋　健治	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一六二八号	大下　和義	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一六八一号	風折　正美	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一六八二号	辻野　義光	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一六八三号	堀　眞琴	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一六八四号	三輪　忠幸	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一一六四号	島田　忠治	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一六八六号	堀　康雅	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一六八七号	中島　敏行	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区
第一六八四号	片岡　徹	平成二十一年九月二十八日	大阪湾水先区

○国土交通省告示第千百十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1073	せっこうボード及びねじを用いた雄耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	株式会社ダイドーハント	大阪府大阪市中央区四心斎橋1丁目5番5号	平成21年10月14日